

作成日 平成 11年 2月 22日
 改訂日 令和 6年 12月 23日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ライトクリスタル KZ
製品整理番号	BA001
供給者の会社名称	株式会社ウォーターエージェンシー
住 所	162-0813 東京都新宿区東五軒町 3 番 25 号
担当部門	ケミカルサービス事業本部
TEL	03-3267-4073
FAX	03-3267-4106
緊急連絡電話番号	同 上
推奨用途および使用上の制限	工業用消臭剤

2. 危険有害性の要約

化学品の GHS 分類

物理化学的危険性	酸化性液体 金属腐食性化学品 上記以外の項目は、区分に該当しないである。	区分2 分類できない
健康に対する有害性	急性毒性(経口) 急性毒性(経皮) 急性毒性(吸入:気体) 急性毒性(吸入:蒸気) 急性毒性(吸入:粉塵) 急性毒性(吸入:ミスト) 皮膚腐食性/刺激性 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 呼吸器感作性 皮膚感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 誤えん有害性	区分4 区分3 区分に該当しない 分類できない 区分に該当しない 区分3 区分2 区分2 分類できない 分類できない 区分2 区分に該当しない 区分に該当しない 区分2(呼吸器、腎臓) 区分2(心臓、血液) 分類できない
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期(急性) 水生環境有害性 長期(慢性) オゾン層への有害性	区分1 区分1 分類できない

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語
 危険有害性情報

危険
 火災助長のおそれ:酸化性物質
 飲み込むと有害
 吸入すると有毒
 皮膚刺激・強い眼刺激
 遺伝性疾患のおそれの疑い
 臓器(呼吸器・腎臓)の障害のおそれ
 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(心臓・血液)の障害のおそれ

水生生物に非常に強い毒性
 長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き

<安全対策>

- ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・衣類および可燃物から遠ざけること。
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- ・取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- ・環境への放出を避けること。

<応急措置>

- ・火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。
- ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。医師に連絡すること。
- ・飲み込んだ場合：口をすすぐこと。気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- ・皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。汚染された衣類を直ちにすべて脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当てを受けること。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
- ・漏出物を回収すること。
- ・施錠して保管すること。
- ・換気の良いところで保管すること。容器を密閉しておくこと。
- ・内容物及び容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託して廃棄すること。

<保管>

<廃棄>

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	混合物
化学名又は一般名	亜塩素酸ナトリウム
化学物質を特定できる一般的な番号	CAS No. 7758-19-2
化学式	非開示
成分及び濃度又は濃度範囲	亜塩素酸ナトリウム 25%以下
官報公示整理番号（化審法）	(1)-238
（安衛法）	—

4. 応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	汚染された衣類を直ちにすべて脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。多量の水と石鹼で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。気分が悪い時は医師に連絡すること。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	咳、咽頭痛、発赤、痛み、腹痛、嘔吐
応急措置をする者の保護に必要な注意事項	救助者は状況に応じて適切な保護具を着用する。
医師に対する特別な注意事項	安静と医学的な経過観察が必要である。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	大量の水。
使ってはならない消火剤	二酸化炭素。
火災時の特有の危険有害性	火災によって刺激性又は毒性のガス及びヒュームを発生するおそれがある。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 火災に巻き込まれると、燃焼を加速する。
特有の消火方法	溶液自体では燃えないが、液が可燃物に染み込み乾燥、発火すると酸素を放出して極めて迅速に燃えるので、空気を遮断する方法は適切ではない。大量の水を使用するのが最も効果的である。 火災を増大させる危険性があるものを周囲から速やかに取り除く。 周辺火災時、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。 移動不可能な場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。 爆発の危険性により、離れた距離から消火する。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	消火活動は風上から行い、有毒なガスの吸入を避ける。火災発生場所の周辺に係業者以外の立ち入りを禁止する。消火作業では適切な保護具(手袋、メガネ、マスク)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	状況に応じ、ロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。作業は必ず保護具を着用し、皮膚や眼に付着しないようにする。できるだけガスを吸入しないようにし、風上に立つこと。漏洩物に素手で触れてはいけない。換気を必ず行う。
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法及び機材	漏出物の河川等への流出は避ける。 少量漏出の場合、漏洩区域を大量の水で洗い流す。多量漏出の場合、他の容器に出来るだけ回収し、汚染場所に亜硫酸ナトリウム水溶液を撒き、水で洗浄する。回収時、ウェス等の可燃性吸収物質を使用した場合は、使用後大量の水で洗い流す。回収物や付着物等は廃棄上の注意に従って処分する。
二次災害の防止策	可燃物(木、紙、油等)を漏洩物から隔離する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	吸入、眼、皮膚に付着しないように、適切な保護具を着用して作業する。 使用済みの容器を飲料用、その他の用途に使用しない。
局所排気・全体換気 安全取扱注意事項	二酸化塩素が発生することがあるので、必要に応じて全体換気、局所排気を行う。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。 衣類および可燃物から遠ざけること。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 取扱い後は手をよく洗うこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
接触回避	水以外、他の物質と混合しない。 油脂類、有機物、酸、還元物質などの混入や接触を避ける。
衛生対策	取扱い後は手をよく洗うこと。
保管	
安全な保管条件	容器を密閉して換気の良い場所で施錠して保管すること。
安全な容器包装材料	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	設定されていない。
許容濃度	
日本産業衛生学会(2017年版)	設定されていない。
ACGIH(2013年版)	設定されていない。
設備対策	取扱い場所には安全シャワー、洗眼設備を設置し、その位置を明示する。 取扱いについては、大気への開放部分が少ない装置・機械または局所排気装置を使用する。

保護具
 呼吸用保護具: 自給式呼吸器、ハロゲンガス用防毒マスク
 手の保護具 : 不浸透性保護手袋
 眼、顔面の保護具 : ゴーグル型保護眼鏡、顔面シールド
 皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣、長靴、前掛け

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
色	淡黄色透明
臭い	塩素臭
融点/凝固点	-5℃以下
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界/ 可燃限界	データなし
引火点	データなし
自然発火点	データなし
分解温度	180~200℃
pH	10.0~13.0
動粘性率	データなし
溶解度	水と任意の割合で溶解する。
n-オクタノール/水分配係数(log 値)	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び/又は相対密度	1.11~1.31 (20/4℃)
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	知見なし。
化学的安定性	通常の使用条件及び保存条件では安定である。
危険有害反応可能性	還元性物質や強酸、アルデヒド等と混合すると有毒で爆発性の二酸化塩素を発生する。
避けるべき条件	加熱、衝撃、摩擦、可燃物、着火源、混触危険物質との混触
混触危険物質	還元剤、強酸
危険有害な分解生成物	二酸化塩素

11. 有害性情報

急性毒性	経口: ラット LD ₅₀ = 660mg/kg (推定値) から製品としては区分 4 とした。 経皮: ウサギ LD ₅₀ = 428.8mg/kg (推定値) から製品としては区分 3 とした。
皮膚腐食性/刺激性	吸入(ミスト): ラット LC ₅₀ = 0.92mg/L (推定値) から製品としては区分 3 とした。 ウサギを用いた皮膚刺激試験で、弱い刺激性があり、ヒトへの健康影響データで、皮膚刺激及び化学火傷及び強い刺激性が報告されている。以上から製品としては区分 2 とした。
眼に対する重篤な損傷性 /眼刺激性	ヒトへの影響における記述 ICSC(J) (2000)、HSFS(2000)、HSDB(2002) にて刺激性ありとの記述及び IUCLID(2000) のウサギのデータから製品としては区分 2 とした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	データ不足のため、分類できない。
生殖細胞変異原性	マウスの in vivo 小核試験における腹腔内投与による陽性事例(経口投与では陰性)から製品としては区分 2 とした。
発がん性	IARC52(1991)の分類がグループ3、EPA の分類がグループ D から製品としては区分に該当しないとした。
生殖毒性	ラット及びマウスで、軽微な生殖への影響がみられた。ウサギでいくらかの所見が見られたものの、直接投与に関連したものと考えられない。ラットにおける生殖毒性の証拠はなかった。以上から製品としては区分に該当しないとした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	ヒトで、経口ばく露による呼吸器系起因のチアノーゼ、腎不全(RTECS(2003))、吸入ばく露による肺水腫、呼吸困難、気道刺激性(HSFS(2000))、気道刺激性(ICSC(J) (2000))から区分 2(呼吸器、腎臓)とした。

特定標的臓器毒性(反復ばく露) ラットで、投与に伴う有意な血液への影響(ATSDR(2004))、心筋症(IUCLID(2000))が報告されている。以上から製品としては区分2(心臓、血液)とした。

誤えん有害性 データ不足のため、分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境毒性 短期(急性)

甲殻類(オオミジンコ)48時間 EC₅₀ = 0.0584ppm(推定値)であることから、製品としては区分1とした。

水生環境毒性 長期(慢性)

急性毒性が区分1、水中での挙動及び生物蓄積性が不明であるため、製品としては区分1とした。

残留性・分解性

データなし。

生体蓄積性

データなし。

土壌中の移動性

データなし。

オゾン層への有害性

データ不足のため、分類できない。

13. 廃棄上の注意

化学品(残余廃棄物)、当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた専門の廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。

関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

IMOの規定に従う。

国連番号

1908

品名

CHLORITE SOLUTION

国連分類

8

容器等級

II

海洋汚染物質

非該当

航空規制情報

ICAO/IATAの規定に従う。

国連番号

1908

品名

CHLORITE SOLUTION

国連分類

8

容器等級

II

国内規制

陸上規制情報

消防法、毒物劇物取締法の規定に従う。

海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

国連番号

1908

品名

亜塩素酸塩類(水溶液)

国連分類

8

容器等級

II

海洋汚染物質

非該当

航空規制情報

航空法の規定に従う。

国連番号

1908

品名

亜塩素酸塩類(水溶液)

国連分類

8

容器等級

II

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

重量物を上積みしない。

他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。

他の危険物のそばに積載しない。

緊急時応急措置指針番号

154

15. 適用法令

労働安全衛生法	非該当
毒物及び劇物取締法	非該当
化学物質排出把握管理促進法	非該当
消防法	非該当
船舶安全法	腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	危険物・腐食性物質(法21条第2、則第12条、昭和54告示547別表二ロ)
道路法	非該当
海洋汚染防止法	非該当
大気汚染防止法	非該当

16. その他の情報

・参考文献

安全衛生情報センター モデル SDS 情報

独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)

・記載内容の取扱い

全ての資料や文献を調査した訳ではないため、情報洩れがあるかも知れません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じることがあります。

重要な決定等にご利用される場合は、試験によって確かめられる事をお薦めします。なお、含有量、物理化学的性質等の数値は保証値ではありません。また、注意事項は、推奨用途上の通常的な取扱いを対象としたものなので、推奨用途から外れる特殊な取扱いの場合には、この点にご配慮をお願いします。

・問合せ先

担当部門 ケミカルサービス事業本部

電話番号 03-3267-4073 FAX 番号 03-3267-4106